

瀬戸市告示第 89 号

平成 20 年瀬戸市告示第 36 号（瀬戸市の歳入について、その徴収又は
収納の事務を私人に委託した件）の一部を次のように改正し、平成 26 年
10 月 1 日から施行する。

平成 26 年 9 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下
線で示すように改正する。

改正後		改正前	
委託する事務	委託を受ける者	委託する事務	委託を受ける者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
し尿処理手数料、図書 館資料複写手数料及び 瀬戸市手数料徴収条例 （平成 12 年瀬戸市条 例第 12 号）に規定す る手数料の収納事務	<省略>	し尿処理手数料、図書 館資料複写手数料及び 瀬戸市手数料徴収条例 （平成 12 年瀬戸市条 例第 12 号）に規定す る手数料の収納事務	<省略>
<u>市民課窓口事務におけ る使用料及び手数料の 収納事務</u>	<u>富士ゼロックスシス テムサービス株式会 社</u>		
瀬戸市公有財産事務取 扱規則（昭和 42 年瀬 戸市規則第 21 号）に 規定する普通財産の貸 付料、物品売払代金及 び貸付金の元利償還金 の収納事務	<省略>	瀬戸市公有財産事務取 扱規則（昭和 42 年瀬 戸市規則第 21 号）に 規定する普通財産の貸 付料、物品売払代金及 び貸付金の元利償還金 の収納事務	<省略>
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>